明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一四〇八～一四二七）　一
○自動車の装置の型式を指定した件（国土交通九八四～一〇〇三）　四
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同一〇〇四～一〇一〇）　七
○指定装置の指定製作者等の住所を変更した件（同一〇一一）　八
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（同一〇一二～一〇一四）　九
○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（同一〇一五）　九
○検査対象外軽自動車の型式を認定した件（同一〇一六）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、日本放送協会落札、土地家屋調査士名簿登録等、税理士登録者、弁理士登録関係　一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　一〇
会社その他
会社決算公告　一〇

告示

○農林水産省告示第千四百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡下條村陽皐三六八三の一から三六八三の三まで

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県東筑摩郡朝日村大字古見字船ヶ沢三三二の三、三三二の六、三三二の一四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県塩尻市大字片丘字東山九二一五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県東筑摩郡麻績村麻字行者平三〇九、字堀七七一〇の一、七八三六、字上ノ山七八三四、七八三五、字飯縄山七九六五、字天神林七九五七の二、字日カゲ山七二〇の二